特定事業所集中減算の手続き等の流れについて（令和７年度後期分）

事業所の所在する市町村は、寒川町ですか。

いいえ

寒川町への手続きは不要です。事業所所在地市町村の指示に従い、必要な手続きを行ってください。

はい

報告書を作成した結果、各サービス（訪問介護、通所介護（地域密着型通所介護）、福祉用具貸与）の紹介率最高法人の割合が、いずれか１つのサービスでも８０％を超えていますか。

はい

「特定事業所集中減算の適用状況に係る報告書（令和７年度後期用）」（以下「報告書」といいます。）及び「正当な理由の有無に関する申出書」（以下「申出書」といいます。）に必要事項を記入の上、令和８年３月１３日（金）までに寒川町高齢介護課介護保険担当へ提出してください。

いいえ

この報告書の寒川町への提出は不要です。事業所内で２年間保管してください。また、申出書については記入の必要がありません。

寒川町では、いただいた報告書及び申出書の内容について、「特定事業所集中減算「正当な理由」の判断基準」に基づき、「正当な理由」のいずれかのケースに該当するか否かの審査を行います。

審査にあたっては、提出書類の記載内容及び関連事項について、事業所に問い合わせを行う場合がありますので、あらかじめご了承ください。

審査結果の通知について、提出期限までに報告書及び申出書を提出していただいた事業所に対しては、原則として、４月中旬を目処に発送します。

上記の通知により、「正当な理由」のいずれにも該当しないとの審査結果が示された事業所については、令和８年４月～令和８年９月サービス提供分の報酬について減算請求が必要となります。

報告書及び申出書の提出の際には、必ず控えをとるとともに、報告書等の記入内容の根拠となる書類（記入済の「居宅サービス事業所の選択に関する説明についての確認書」など）と一緒にして、事業所内で保管しておいてください。運営指導等の際に確認します。